

結婚に関連するおもな手続き

 下記にあてはまるものがないか確認してみましょう	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更 （転入・転出・転居）	※転入・転出・転居のチェックシートも確認してください！	②市民サービスカウンター	
	同居中で、今まで生計が別になっていた方 （住民票上、別世帯になっていた方）	世帯合併、または世帯変更			
	姓が変わる方で、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	氏名変更	（お持ちの方） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		
	姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります			
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など	※受付窓口でご相談ください		

保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓など保険証の記載に変更がある方	新しい国民健康保険証の交付	変更前の国民健康保険証 （兼高齢受給者証）	①保険・年金	
	国民健康保険から、配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の脱退	・勤務先の健康保険証、 または資格取得証明書 ・国民健康保険証		
	最近退職した方				
	→配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	美唄市役所での手続きはありません		①保険・年金	
	→国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より 14 日以内 国民年金の加入 （20 歳から 60 歳未満） ※資格喪失日より 14 日以内	勤務先の健康保険の 資格喪失証明書		
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、 各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など	①保険・年金	
	年金を受給している方	年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出		①保険・年金	

こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 （0 歳～18 歳になる年度の末日までのこども）	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、 勤務先に申請してください	・マイナンバーの確認できる書類 ・請求者の通帳 ・請求者の健康保険証 （3 歳未満の子どもがいる場合のみ） ※必要なものがそろっていても 窓口へお立ち寄りください	こども未来課 0126-62-3147	
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 （0 歳～18 歳になる年度の末日までのこども）	子ども医療費受給者証の変更	※窓口でご相談ください	①保険・年金	
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など	※窓口でご相談ください	こども未来課 保育園	
	ひとり親家庭等に該当していた方	児童扶養手当の資格喪失	・児童扶養手当証書 ※窓口でご相談ください。 ※認印が必要な場合があります。	こども未来課 0126-62-3147	
		ひとり親家庭等医療費助成の 資格喪失届および 子ども医療費助成の申請	※窓口でご相談ください	①保険・年金	
		就学援助の再申請 ※世帯構成が変わると再申請が必要です	印鑑 ※窓口でご相談ください	4 階 学務課	
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	・特別児童扶養手当証書	こども未来課	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費 受給者資格の変更	・重度心身障がい者医療費受給者証	①保険・年金	

高 齢	姓が変わる方で介護保険証等をお持ちの方 （65 歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険証等の氏名変更 介護保険資格異動届 （保険証は後日郵送）	・介護保険証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証	④福祉	
障がい	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など	④福祉	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費 受給者資格の変更	・重度心身障がい者医療費受給者証	①保険・年金	

税・料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	窓口で手続きしてください	⑤水道・下水道	
	市税・保険料などの口座を変更または希望する方	口座振替の変更または申請	・預金通帳 ・通帳の届出印	③市税	

その他	市営住宅に入居を希望する方	市営住宅入居の相談	※窓口でご相談ください		
	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き	※入居者が増減する場合、 必ず届出が必要です 窓口でご相談ください		2 階都市建築住宅課
		市営住宅の同居手続き			
	姓が変わる方で犬を飼っている方	犬の登録事項変更届			⑥廃棄物・墓地・ 畜犬・市民バス・ 交通
	結婚新生活支援事業		対象世帯に条件がありますので 窓口でご相談ください		2 階広報情報推進課

美唄市役所

〒072-8660
美唄市西3条南1丁目1番1号

代表電話番号 0126-62-3131

開庁時間 あさ **8時45分** ~ 夕方 **5時15分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)



令和6年10月改定

美唄市ホームページ <https://www.city.bibai.hokkaido.jp/>



手続きチェックシート 結婚

ご結婚おめでとうございます

忘れずにお持ちください

婚姻届

《届出に必要なもの》

- ・全国共通の届出用紙
- ・ご結婚されるお二人の署名
- ・証人（成年二人）の署名

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

関連する手続きは内側にあります

市役所当直に提出された場合には、本籍や住所等の確認ができない
ため、後日再来庁をお願いすることがあります。

できるだけ平日に窓口での審査を済ませてから
提出されることをお勧めします。